

立山町図書館情報システムサービス導入業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、利用者のサービス向上と図書館業務の効率化を図るため、クラウド方式(SaaS)による図書館情報システムサービスを導入するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により業務受託者を選定することを目的に必要な事項を定める。

2. 業務の内容

（1）業務名

立山町図書館情報システムサービス導入業務（以下「本業務」という。）

（2）業務内容

別添資料1「立山町図書館情報システムサービス導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3）契約期間

契約締結の日から令和13年6月30日まで

（4）委託料の上限額

総額 19,902千円（消費税及び地方消費税を含む）

【各年度の上限額】

単位：千円

年度	上限額
令和7年度	0
令和8年度	2,986
令和9年度	3,981
令和10年度	3,981
令和11年度	3,981
令和12年度	3,981
令和13年度	992

3. 委託契約の方法

（1）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（2）契約候補者の選定

- 企画提案書を募集し、その内容について審査を行い、本業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を契約候補者として選定する。
- 契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議する。

#### 4. スケジュール（予定）

項目	日程
実施内容に関する質問締切日	令和7年11月14日（金）
質問に対する回答日	令和7年11月21日（金）
プロポーザル参加申込書提出締切日	令和7年11月28日（金）
企画提案書等の提出締切日	令和7年12月5日（金）
審査日	令和7年12月12日（金）
審査結果通知・公表	令和7年12月19日（金）
業務委託契約の締結	令和7年12月22日（月）

※上記日程は現時点での予定であり、変更する場合がある。

#### 5. 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遗漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、立山町の指名停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。
  - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直

- 接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

## 6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）を提出すること。

- (1) 提出方法  
電子メール
- (2) 提出先  
立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）
- (3) 提出期限  
令和7年11月28日（金）午後5時（必着）  
送信後に立山町教育課へ電話し到達を確認すること。
- (4) その他  
プロポーザルの参加申込後に参加を辞退する場合は、令和7年12月4日（木）午後5時までに辞退届（様式第6号）を提出すること。

## 7. 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問票（様式第2号）を提出すること。  
電話及び口頭による質問は一切受け付けない。

- (1) 提出方法  
電子メール
- (2) 提出先  
立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）
- (3) 提出期限  
令和7年11月14日（金）午後5時まで  
送信後に立山町教育課へ電話し到達を確認すること。
- (4) 回答  
受け付けた質問及びそれらに対する回答は、令和7年11月21日（金）までに立山町ホームページに掲載する。

(5) その他

以下の質問については、受け付けない。

ア 他の応募者に関する質問

イ 審査員に関する質問

ウ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

8. 企画提案書の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年12月5日（金）午後5時（必着）

(2) 提出書類

以下①から⑥の順に綴じ、正本1部、副本4部を提出すること。

① 企画提案書（任意様式）

- ・仕様書を踏まえ、業務の具体的な内容について企画提案すること。
- ・提案にあたっては、手法や内容を工夫して記載すること。
- ・用紙サイズはA4版片面30枚以内とし、文字サイズは12ポイント以上とすること。

② 会社概要書（様式第3号）

③ 業務実績調書（様式第4号）

- ・類似のシステムを導入した実績（民間事例を含む）を記載すること。

④ 実施体制書（様式第5号）

⑤ 業務工程表（任意様式）

- ・仕様書に基づき、想定されるスケジュールを示すこと。

⑥ 見積書（任意様式）

- ・上記「2（4）委託料の上限額」の範囲内において、仕様書に記載されている業務を行うために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成すること。
- ・本事業で導入したシステム機器について、次年度以降に発生が見込まれる保守管理に係る見積書（年間）についても、別途提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は簡易書留や配達記録等追跡記録ができる手段によること。

(4) 提出先

立山町教育課（「11. 提出・問合せ先」を参照）

(5) その他

ア 提案は、参加者1者につき1案とする。

イ 次に掲げる場合については提案を無効とする。

- ・所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合  
なお、参加者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その限りではない。
  - ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
  - ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
  - ・提出書類に不備、未記入又は虚偽の記載がある場合
  - ・そのほか提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- ウ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とし、提出された企画提案書は返却しない。
- エ 提出期限後の提出書類の追加、修正及び変更は認めない。
- オ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

## 9. 審査

### (1) 審査方法

立山町図書館情報システムサービス導入提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書を基に、審査委員会が総合的に点数評価し、最高得点者を契約候補者として評価する。

### (2) 審査基準

審査委員会の各委員が、次の項目により企画提案書を評価・採点し、点数の合計が最も高い提案者を契約候補者として選定する。ただし、点数の合計が総合得点満点の6割以上となることを選定の条件とする。

本プロポーザルに参加する事業者が1事業者のみの場合においても、同様にプロポーザルを実施するものとし、点数の合計が総合得点満点の6割以上となることを条件として、その事業者を選定する。

下表の審査項目及び内容に基づき評価する。

	審査項目	審査内容	配点
1 審査委員 審査項目	ア 業務の提案方針	・業務の目的及び仕様書の内容を十分理解した、実現可能で具体的な提案内容となっているか。	10点
	イ 提案内容 (1) 機器の機能	・仕様書の要件を満たすものであるか。 ・職員が容易に操作・管理できるものであるか。	15点
	(2) システムの機能	・利用者にとって分かりやすく使いやすい仕組みとなっているか。 ・職員が効率的に運用できる仕組みとなつ	15点

		<p>ているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の外部システムとの連携ができるているか。</li> </ul>	
	(3) 保守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害発生時は速やかに復旧できる体制を整備することができるか。</li> <li>情報セキュリティ対策は万全であるか。</li> </ul>	10 点
	ウ 運用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>十分な職員研修やマニュアルが用意されているか。</li> <li>システム構築・稼働に必要なサポート体制は万全か。</li> </ul>	15 点
	エ スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>システム稼働までのスケジュールが具体的かつ適切なものであるか。</li> </ul>	10 点
	オ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を確実に実施できる体制となっているか。</li> </ul>	10 点
2 客観的 評価項目	ア 見積価格の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務に係る費用は妥当であるか。</li> <li>導入後の保守管理に係る費用は妥当であるか。</li> </ul>	15 点

#### (4) 審査結果の通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を立山町のホームページで公表する。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには一切応じないものとする。

#### 10. その他

- 提出書類の様式は、立山町ホームページ (<https://www.town.tateyama.toyama.jp>) からダウンロードすること。
- 業務受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ町と協議し、町が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。
- 業務受託者の企画提案書及び業務委託の成果品は立山町に帰属するものとする。
- 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、立山町の指示に従うこと。
- 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、立山町情報公開条例（平成 10 年条例第 23 号）に基づき、企画提案書を公開することがある。
- 審査の結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがある。

## 11. 提出・問合せ先

〒930-0292 富山県中新川郡立山町前沢 2440 番地

立山町教育課生涯学習係

受付時間は、午前 9 時から正午、午後 1 時から 5 時まで（土日・祝日を除く。）

TEL : 076-462-9982（直通）／メール : 教育課 [kyouiku@town.tateyama.lg.jp](mailto:kyouiku@town.tateyama.lg.jp)

または

[sh-sakai@town.tateyama.lg.jp](mailto:sh-sakai@town.tateyama.lg.jp)